

# INFORMATION

## お知らせ & ご案内

### 3月

#### いわぎ桜まつり 開催のご案内

恒例のいわぎ桜まつりの開催日が決定しましたので、ご案内いたします。なお、詳しいイベント内容は、チラシ及び上島町ホームページ等でお知らせします。

■日時 平成20年4月6日(日) 10時～14時

■イベント会場 岩城島 岩城桜公園(不動尊周辺) 積善山

■内容 《アトラクション》 句会ライブ・桜ウォーク・バードウォッチング・摘み菜ウォッチング・和太鼓演奏 《模擬店》 お弁当・アイスクリーム・木工品・特産品販売など 《その他》 レモンティー等のお接待

■問合せ先 上島町岩城総合支所

産業振興課(いわぎ桜まつり実行委員会事務局) TEL 089717512500

#### 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求期限のお知らせ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限は平成20年3月31日までです。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等を受ける方がいない場合に、特別弔慰金が支給されます。対象となるご遺族の方でまだ請求されていない方は、左記請求窓口へ問合せの上請求してください。

■給付内容 額面40万円、10年償還の記名国債

■請求窓口 上島町各総合支所住民課まで

#### 平成21年1月から上場会社の株券が電子化されます!

◎株券電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

◎お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化

により株主として権利を失うおそれがありますので、注意が必要です。ご自宅のタンスや貸金庫で長期間保管されている株券の中には、名義書換や転居の際の住所変更などが済んでいないものもあると考えられますので、この機会にご確認されることをお勧めします。

◎株券電子化により、株式の管理や取引がより効率的に、より安全に行えるようになります。

■問合せ先(電子化に関する) 日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター TEL 03-3667-4500 (平日9時～17時)

#### 被害者こころの支援センターえひめの賛助会員募集について!

「NPO法人被害者こころの支援センターえひめ」の活動を資金面から支援して下さる「賛助会員」を募集しています。

被害者こころの支援センターは民間のNPOボランティア団体です。活動目的は犯罪等の被害者及びその遺族に対する相談、物品の供与、貸与、役務の提供その他の方法による支援事業を行い、地域の安全及び人権の擁護に寄与することです。

### 3月の潮汐表

日	潮	高潮			低潮				
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位		
1(土)	小	6:04	229	15:55	210	11:19	194	23:44	110
2(日)	長	8:00	239	18:27	199	-	-	14:53	187
3(月)	若	9:04	260	20:11	214	1:38	104	15:36	164
4(火)	中	9:42	283	21:10	241	2:50	83	16:03	139
5(水)	中	10:13	305	21:55	272	3:39	59	16:28	111
6(木)	中	10:43	324	22:34	303	4:19	36	16:54	84
7(金)	大	11:12	339	23:12	330	4:55	18	17:22	57
8(土)	大	11:42	349	23:50	351	5:31	7	17:52	33
9(日)	大	-	-	12:13	351	6:08	5	18:24	15
10(月)	大	0:29	362	12:45	347	6:44	13	18:58	4
11(火)	中	1:10	363	13:18	336	7:23	32	19:35	2
12(水)	中	1:55	352	13:54	318	8:04	59	20:16	9
13(木)	中	2:45	333	14:35	294	8:50	91	21:04	25
14(金)	小	3:46	308	15:25	268	9:47	124	22:03	46
15(土)	小	5:06	288	16:37	244	11:08	151	23:24	63
16(日)	小	6:44	283	18:21	235	-	-	13:02	155
17(月)	若	8:10	296	19:56	250	1:04	65	14:34	134
18(火)	中	9:11	315	21:05	277	2:28	51	15:31	106
19(水)	中	9:58	331	21:57	304	3:30	33	16:13	78
20(木)	中	10:36	340	22:41	327	4:19	20	16:49	55
21(金)	大	11:10	343	23:20	341	5:00	16	17:22	37
22(土)	大	11:40	339	23:57	346	5:38	20	17:53	27
23(日)	大	-	-	12:08	330	6:11	33	18:22	23
24(月)	大	0:31	343	12:33	317	6:43	53	18:49	26
25(火)	中	1:04	333	12:56	302	7:12	77	19:16	34
26(水)	中	1:36	317	13:18	285	7:40	103	19:42	45
27(木)	中	2:11	298	13:39	267	8:09	128	20:10	60
28(金)	小	2:50	277	14:01	249	8:40	153	20:44	78
29(土)	小	3:43	257	14:27	230	9:25	175	21:30	96
30(日)	小	5:08	244	15:20	210	10:54	191	22:49	113
31(月)	長	6:57	247	18:03	202	-	-	13:46	182

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

○主な活動内容  
・電話相談・面接相談・直接支援・自助グループ支援・講演会の開催・広報啓発活動・会報誌の発行などです。

■年会費 個人/10千円 法人・団体/101万円

■口座番号 加入者名/被害者こころの支援センターえひめ (郵便振替) 016800415521 (銀行振替) 伊予銀行愛媛県庁支店普通1550616

■問合せ先 〒790-8691 松山市中 央郵便局私書箱176号 TEL 089-905-0170

# 地方局制度の変更のお知らせ！

## 愛媛県今治地方局

平成20年4月1日から、現在の5地方局体制から、東予・中予・南予の3局体制に変わり、地方局からも予算要求ができるなど「現地即決・現地完結」となるよう権限強化が図られます。

現在の今治地方局は、支局となりますが、保健所や土木事務所、農林水産業の普及指導部門のほか県民の皆さんに対するサービスや相談窓口は、そのまま残りますので、ご安心ください。

### 今治庁舎で引き続き行う事務

(\*印は、権限委譲により、新たに今治支局で行うようになった事務です。)

支局担当課	主な事務の内容	支局担当課	主な事務の内容
総務県民室	パスポートの申請・交付 電気工事士免許の申請事務受付	商工観光室	商工行政に関すること 中小企業に関する相談 (経営・金融相談、労働相談) 貸金業に関する苦情相談 *観光まちづくりグループの育成支援
税務室	税務行政に関すること 納税証明書の交付 県税等の収納窓口 軽油の免税証の交付 自動車税の身体障害者等に係る減免受付 (20年度は4/1～5/26、通常年度は5/24まで) 県税の滞納整理	地域農業室	食品の表示(JAS法)に関する相談 担い手育成支援などの農業改良普及事業の実施
保健所	保健行政に関すること 健康づくり・骨髄バンク・HIV相談等 *療育医療・育成医療の給付決定 医師・薬剤師・看護師・栄養士等の免許 食品衛生・生活衛生等の事務 水質検査・保菌検査・食品検査の検査受付 産業廃棄物・公害関係の事務	産地育成室	農畜産物の栽培飼養技術の普及
		農村整備課	農道やため池などの農業農村整備事業の実施
		森林林業課	間伐など山づくり支援、県産材利用促進の相談
		水産課	漁港・魚場の整備、漁業の許可、漁船の登録
		土木事務所	土木行政に関すること 河川・道路占用等の許認可事務 宅地建物取引主任者証の住所変更 建築士事務所の設計等業務報告書の受付 建設業の許可申請

### 今治庁舎で受付のみを行う(処理は本局)事務

地方局担当課		主な事務の内容
今治支局	本局	
総務県民室	消防防災安全室	高圧ガス、LPガス、電気工事業、火薬類等に係る各種の許可や届出の受理
税務室	課税課	県税(不動産取得税等)に係る申告書・申請書の受付
商工観光室	本局商工観光室	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の承認等 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律に基づく許認可

### 本局(西条庁舎または丹原庁舎)で行う事務

本局担当課	庁舎	主な事務の内容
課税課	西条庁舎	県税(事業税、不動産取得税、自動車税等)の賦課・決定
地域福祉課		生活保護、介護保険、高齢者・障害者への福祉の相談等(窓口は上島町役場)
産業振興課	丹原庁舎	地産地消・愛あるサポーターの登録 農薬や肥料の販売等の届出

### 連絡先

今治庁舎	支局	〒794-8502 今治市旭町1-49	電話 0898-23-2500(代)
西条庁舎	本局 (産業経済部 以外の各課)	〒793-0042 西条市喜多川796-1	電話 0897-56-1300(代)
丹原庁舎	本局 産業経済部各課	〒791-0508 西条市丹原町池田1611	電話 0898-68-7322 産業振興課 0898-68-6498 商工観光室(各課共通)

※3月28日(金)、31日(月)は引越し等で、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

■問合せ先 愛媛県今治地方局総務調整課 電話 0898-23-2500(代)

# 消費期限・賞味期限って何？

最近、消費期限や賞味期限切れの原材料を使用して、商品を製造したり、販売したことが明らかになり、大きな社会問題になっています。この『消費期限・賞味期限』、よく見聞きしますが、この日付は「未開封」で「表示された保存方法」で保存した場合の期限です。『消費・賞味』の違いについて再確認してみましょう。

## ■消費期限

「いつまで安全に食べられるか」を示したもので、劣化しやすく、製造日を含めて概ね5日以内で品質が急速に劣化する食品に表示する期限のことです。例えば弁当、惣菜、食肉、生めん類、生菓子類、調理パンなど、「年月日」で表示します。

## ■賞味期限

「いつまで美味しく食べられるか」の日安を示したもので、『消費期限』に比べ、品質が比較的劣化しにくい食品に表示する期限です。スナック菓子、即席めん類、牛乳、乳製品、缶詰などが対象です。3ヶ月を超えるものは「年月」、それ以外のは「年月日」で表示します。

## ■期限が切れた食品は？

- ・『消費期限』を過ぎた食品については食中毒を起こす恐れもありますので、飲食を避けましょう。
- ・『賞味期限』については、期限が過ぎたからといってすぐに食品衛生上問題が生じるものではないと言われていますが、期限内に消費することが望まれます。ただ、食品を無駄なく計画的に利用するために期限表示を活用し、かしこい消費者をめざしましょう。

# 催眠（SF）商法にご用心！

## ■催眠（SF）商法とは

「新商品・新店舗の紹介」「特売セールの特ラシ」「景品引換券」などと偽って特設会場に人を集め、日用雑貨などを次々と無料・格安で配って雰囲気盛り上げ、「もらわないと損、買わないと損」という一種の催眠状態に陥らせ、最終的に高額な商品売りつける手口です。

健康に不安を抱いている高齢者が健康に関する講話を聞いているうちに、優しく接してくれる販売員を信じてしまい、効能効果の根拠も無い高額な健康機器を買わされてしまうなど、特に高齢者に被害の多い商法です。

空き店舗や集会所、スーパーの駐車場の仮設テントなどを会場にし、販売期間が短いため業者の所在がはっきりせず、返品できないなどのトラブルが起こりやすいのです。

## ■主な商法

羽毛布団、健康食品、健康機器、磁気ネックレスなど

## ■予防と対策

- ・会場に行かない・近づかないことが一番です。
- ・「ただより高いものは無い」の言葉どおり「無料・格安」は要注意です。
- ・契約書を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフができます。
- ・高齢者だけが店舗前などで並んで待っている時は注意を促しましょう。



## ■消費生活に関する相談窓口

愛媛県消費生活センター

TEL 089-925-3700 FAX 089-946-5539

e-mail:seikatu-center@pref.ehime.jp

岩城総合支所 産業振興課 75-2500

せとうち交流館 77-2252

生名総合支所 産業建設課 76-3000

魚島総合支所 産業建設課 78-0011

# 上島町の「景観計画」を策定中です!

上島町は、平成17年10月に景観法に基づく『景観行政団体』となりました。

現在、景観行政団体として『景観計画』を策定中です。

この景観計画は、上島町のまちづくりを進めるうえで「景観」をひとつのキーワードとして捉え、町の景観について再認識、再確認して、町の景観を今後どうしていくかを考え、方向性を示して、それをまちづくりに活かしていくことを目指すものです。

## 《景観計画に定める事項》

- 景観計画区域 ○景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ○景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

## 《取り組み状況》

- 計画検討組織として職員委員と住民委員による「景観計画策定検討会」を組織して、計画内容の検討を進めています。
- 計画の基礎資料とするため、町民の方500人を対象に昨年10月に『景観アンケート調査』を実施しました。

## 《今後の取り組み》

- 計画原案の取りまとめができた段階で、計画案の説明会及び町民の皆様からの意見の募集を行います。
- その結果を参考に計画書として策定します。

※上島町の『景観づくり』についての、ご意見、ご提案を募集しています。

■問合せ先 上島町弓削総合支所産業建設課 TEL 0897-77-2500

## いわぎ三千本桜フォトコンテスト



### 作品募集!

- 締め切り 平成20年5月16日(金)
  - 問合せ先 上島町岩城総合支所 産業振興課  
(いわぎ桜まつり実行委員会事務局)  
TEL (0897-75-2500)
- 積善山の桜を表現した  
作品を募集します。



## 第21回いきな島一周マラソン大会

平成20年3月9日(日) 10:00スタート

《生名中学校新グラウンド》

皆さんの温かい応援をよろしくお願いします!

## 各保育所・学校の卒業式日程

- 3月1日(土) 弓削高等学校
- 3月2日(日) 伯方高等学校岩城分校 (閉校式)
- 3月14日(金) 弓削商船高等専門学校
- 3月17日(月) 上島町各中学校
- 3月24日(月) 上島町各小学校
- 3月28日(金) 上島町各保育所

ふるさとの生活環境は私たちが守ろう!

## ゴミの不法投棄は

しない・させない・許さない

不法投棄は犯罪です。罪は非常に重く、5年以上の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。

山林やがけ下、海岸、畑、道路等に家電品等の粗大ごみや家庭ごみ、事業活動で生じたごみ等を捨てる行為を不法投棄といいます。こうした行為が自然界に与える影響は非常に大きく、景観を損なうのはもちろんのこと、投棄されたごみの種類によっては、土壌や地下水が汚染されることも十分考えられます。

もし、不法投棄を発見した場合は、投棄者と直接接触せず、情報(日時、場所、性別、投棄物の種類・量、車の車種・ナンバーなど)を記録して、各総合支所の環境衛生担当課までご連絡ください。

不法投棄をなくすためには、一人ひとりがルールを守り、ごみを捨てることに対してモラルを持つことが大切です。美しい景観や豊かな自然環境を次世代の子どもたちに引き継ぐためにも、私たちの町をみんなで監視し、地域ぐるみで不法投棄の防止に努めましょう。

### ■問合せ先

- 弓削総合支所生活事業課 TEL 77-2500
- 生名総合支所住民課 TEL 76-3000
- 岩城総合支所住民課 TEL 75-2500
- 魚島総合支所住民課 TEL 78-0011